

副



訴 状

平成31年1月29日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士



弁護士



代

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金279万円

貼用印紙額 金1万9000円

請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、金279万円およびこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求原因

第1 請求原因事実

1 当事者

(1) 原告

原告は、塗装、防水、土木、建築工事等のトータルリフォームを業とする株式会社である（甲1）。

(2) 被告

被告は、インターネット上での情報提供サイトの運営等を業とし、ウェブ上において、「ブラック企業を見極めろ！」（以下、「本件サイト」という。）というサイトを設置・運営していた株式会社である（甲2、甲3）。

2 被告の不法行為

(1) 投稿記事の存在

本件サイト内の「なぜ、あの会社は『ブラック企業』と呼ばれたのか？」と題するトピックス内に、別紙1「投稿記事目録」記載の通りの記事（以下「本件投稿記事」という）が存在していた（甲4、甲5、甲6）。本件投稿記事の内容は被告によって投稿され、インターネットを通じて不特定人に広く公開されていた。

本件サイトおよび本件投稿記事は、遅くとも平成27年7月より、平成30年6月ころまで、約3年間存続していた。

(2) 原告に対する権利侵害

本件記事は、別紙2「権利侵害の説明」記載のとおり、原告の名誉権を侵害するものであり、また、別紙2「権利侵害の説明」記載のとおり、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情も存在しない。

原告は、被告によって投稿された本件投稿記事によって、別紙2「権利侵害の説明」記載のとおり、虚偽の情報を、全世界の人間が容易に閲覧可

能なインターネット上で公表され続けているものであるから、原告の名誉権が侵害され続けていたことは明らかである。

(3) 損害

ア、有形損害

下記「第2 関連事実」にて述べるように、原告は本件投稿記事の削除依頼を継続してきたが、被告はこれに任意に応じることがなかった。そのため、原告は、代理人弁護士に依頼して、本件投稿記事を仮に削除することを求める仮処分を申請せざるを得なくなった。

原告は、当該弁護士費用として金54万円を支払ったものであり、当該金額は、本件名誉毀損行為と因果関係のある損害である。

イ、無形損害

前述の通り、本件サイトおよび本件投稿記事は、遅くとも平成27年7月より、約3年間存続しており、平成30年5月7日時点では、検索エンジンによるワード検索にて「XXXXXXXXXX」とワードを入力するだけで、検索結果1ページ目に、原告ホームページに次ぐサイトとして、表示されるに至っていた。

その間、「違法行為が横行している会社」として表示され続け、原告の社会的評価が低下し続けていたことは言うまでもなく、特に採用活動面において多大なる悪影響を及ぼしていたものである。当該悪影響及び本件投稿記事削除のために費やした労力、その他の一切の事情を考慮した原告の無形損害は、金200万円を下ることはない。

ウ、本件損害賠償請求における弁護士費用

上記ア及びイの合計金額である254万円の約1割である25万円が、相当因果関係にある損害である。

(4) 小括

よって原告は、被告に対し、名誉権侵害の不法行為責任として、民法70

9条に基づき、請求の趣旨記載の損害の賠償を求めるものである。

第2 関連事実

1 削除請求の経緯（被告の対応が極めて悪質であること）

(1) 本件投稿記事は被告の管理するシステムによって公開されており、本件投稿記事の削除は被告若しくは被告から権限を与えられた者にしか出来ない仕組みとなっていることから、原告は、平成28年4月より、被告に対して、再三にわたり、本件投稿記事の任意削除を請求して来た。

(2) しかし、被告はこれに応じなかった。応じないどころか、「もし、削除の要望の姿勢を貫かれるのであれば、当サイトとしては、株式会社■■■■から削除の圧力があつたことを「ブラック企業を見極めろ！」のサイト上と公式 facebook、弊社が運営するツイッターメディア「報道名人」（フォロワー：約33万人）にて、一般に公表させていただきます。」と、削除要請を継続する場合には自社運営ツール等を用いてインターネット上での炎上を発生させることを匂わす言動を用いて、原告に対し、削除要請をおこなわないよう圧力をかけた。

(3) 原告は、当該圧力に屈することなく、平成30年6月7日、大阪地方裁判所に本件投稿記事を仮に削除することを求める仮処分申し立てを行った（大阪地方裁判所平成30年（ヨ）■■■■）。

(4) 被告は、同仮処分申立書および審尋期日呼出状の送達を受けた平成30年6月中旬ころ、ようやく本件投稿記事を削除した。

2 被告が訴訟外での損害賠償の請求に応じていないこと

(1) 上記の通り、原告が度重なる削除依頼を行っているにもかかわらず、これに応じることなく、裁判手続きをしないよう圧力をかけるという悪質極まりない被告の対応や、これにより少なくとも3年間は重大な名誉毀損の状態に

さらされ続けたことから、原告は、上記1(4)の削除後に、被告に対して損害賠償請求を行うこととした。

(2) 原告は、被告に対し、平成30年10月4日、任意の損害賠償を行うよう請求し、同内容証明郵便は翌同月5日に被告に到達した(甲7)。

しかし、被告は、今日に至るまで、一切の損害賠償を行う姿勢を見せることなく、これを無視し続けている。

3 小括

名誉毀損の内容及び態様の悪質性もさることながら、被害を訴える原告に対するこれらの一連の対応も極めて悪質なものであり、上記無形損害の認定においては、これらの対応の悪質性も考慮されるべきである。

以上

証拠方法

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 甲第1号証 | 履歴事項証明書（原告） |
| 2 | 甲第2号証 | 履歴事項証明書（被告） |
| 3 | 甲第3号証 | 本件サイトウェブページ（運営者部分） |
| 4 | 甲第4号証 | 本件サイトウェブページ（トップページ） |
| 5 | 甲第5号証 | 本件サイトウェブページ（企業一覧部分） |
| 6 | 甲第6号証 | 本件サイトウェブページ投稿記事（本件投稿記事） |
| 7 | 甲第7号証 | 通知書（内容証明郵便）及び配達証明書 |

添付書類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 資格証明書 | 各1通 |
| 2 | 委任状 | 1通 |
| 3 | 甲号証写し | 各1通 |

当事者目録

〒 [Redacted]

原 告 株式会社 [Redacted]

上記代表者代表取締役 [Redacted]

〒 [Redacted]

弁護士法人 [Redacted] (送達場所)

電 話 06 - [Redacted]

F A X 06 - [Redacted]

原告代理人弁護士 [Redacted]

〒 [Redacted]

[Redacted]

電 話 06 - [Redacted]

F A X [Redacted]

原告代理人弁護士 [Redacted]

〒 [Redacted]

被 告 [Redacted]

上記代表者代表取締役 [Redacted]

投稿記事目録

閲覧用URL	http://ブラック企業.jp/████████.html
タイトル	ミスやトラブルを起こしたら、多額の罰金が天引きされる
投稿内容	<p>株式会社████████</p> <p>CEOは職人から叩き上げの苦労人 自分が歩んだ道を社員にも強いる感が無きにしもあらず</p> <p>成績を上げるまでプライベートは無いに等しい</p> <p>株式会社████████年に大阪で創業された。一般住宅やビルのリフォームのほか、不動産業、温泉業などを行っている。</p> <p>創業者で代表取締役会長兼 CEO の████████氏は、中学を卒業後にホテルでの板前修業を経た後、████████会社で働き、████████としてもデビューしている。</p> <p>21歳の時に独立して████████を興し、しだいに業務の幅を広げつつ現在に至る。典型的な「叩き上げタイプ」の経営者である。</p> <p>そんな創業者にありがちな「神格化」が起こっており、元社員の口コミによると、さながら新興宗教団体に似た雰囲気、しかも体育会系の社風。独特の上下関係を「普通」と思えない人には居づらい職場だという。</p> <p>同社は日本で初めて、自社の技能士を養成するための教育施設として「████████」を設立し、2008年には大阪府から普通職業訓練施設の認定を受けた。</p> <p>ならば研修制度が充実しているかと思いきや、そうでもないらしい。新人研修はあるていど行われるものの、中途採用者への研修</p>